

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、当局からの発言の申出がありましたので、これを許可いたします。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 令和2年度主要な施策の成果に関する説明書に、4か所の誤りがありました。おわび申し上げますとともに、本日配付いたしました正誤表のとおり訂正いたします。よろしくお願いいたします。

○

日程第1 報告第16号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第1、報告第16号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 報告第16号損害賠償額の専決処分の報告について御報告いたします。

専決処分書をお開きください。

車両事故に係る損害賠償事件について、地方自治法第180条第1項及び大槌町長専決条例第2条第2号の規定により、下記のとおり専決処分する。

1、損害賠償の相手方。町内在住の個人。

2、損害賠償の額。39万5,714円。

3、示談の内容。令和3年6月11日18時10分ごろ、大槌町役場駐車場にて、職員が運転する車両がバックした際に、後方に駐車していた相手車両に衝突したものであります。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第16号を終わります。

○

日程第2 報告第17号 工事請負変更契約の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第17号工事請負変更契約の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 報告第17号工事請負変更契約の専決処分の報告についてを報告いたします。

次ページの専決処分書をお開きください。

1、契約の目的。斎場火葬炉設備工事。

2、契約の相手方。新潟県新潟市北区島見町3307番地16、富士建設工業株式会社代表取締役鳴海利彦です。

今回報告する内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額7,425万円を88万円増額して7,513万円に変更したものであります。

次ページの資料をお開きください。

専決処分年月日は令和3年8月6日です。変更内容は、当初予定していた台車保護材の購入コスト及び残骨灰の蓄積期間等を考慮し、壺砂分離装置を追加設置したものでございます。この装置の設置により、台車保護材のリサイクルが可能となり、保護材を含む残骨灰等の蓄積量が抑えられるものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

以上で報告第17号を終わります。

○

日程第3 報告第18号 健全化判断比率の状況の報告について

○議長（小松則明君） 日程第3、報告第18号健全化判断比率の状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 報告第18号健全化判断比率の状況の報告について。

別紙、令和2年度健全化判断比率の状況をお開きください。

左上段を御覧ください。実質赤字比率、該当ありません。連結実質赤字比率、該当ありません。実質公債費比率13.0%。将来負担比率、該当ありません。資金不足比率、該当ありません。一般会計、特別会計は赤字決算ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当ありません。公債費の償還に充てた一般財源の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率については、交際費の元利償還金の増及び公営企業の地方債償還財源となる繰入金の増加等により、対前年比0.8%増の13.0%となっております。

ます。将来負担比率については基金積立金を充当することで該当なしとなります。公営企業に係る資金不足比率についても赤字決算の会計ではありませんので、該当なしとなります。

以上のとおり、健全化判断比率についてはいずれも基準を上回るようなものではなく、問題ないものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 確認させてください。

比率の状況を見ますと、実質公債費率が13.0と、一般的なイエローゾーン、要するに危険水域と言われる18.0を超えていないということから一安心をするわけですが、内訳を見ると全前年度は10.7%、それから前年度は12%、比率が高くなっているんですけれども、これ全国比率を見ると何か7%前後から8%ぐらいだと思って、この13.0というのはかなり高くなっている、高いんじゃないかと思っておりますが、類似団体と比較してどのような順位になっているんでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

順位についてはちょっと把握しておりませんが、今の大槌町の現状を申し上げます。

震災前についても約13%前後で推移しておりました。震災があって、復興事業については復興交付金等の補助金等が導入されて事業をしておりましたので、若干下がった傾向があります。復興事業が終息して、また同じような今状況に戻ったというような判断をしております。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 類似団体との比較。分からない。

もし、類似団体との比較があったら、後ほどでもよろしいですので情報提供をしていただくとありがたいです。

やはり、これから、何でもかような質問をするかということ、これはもう皆さん御承知のように、少子高齢化の拡大とか人口減少、それは大槌だけの問題じゃないんですけれども、そうするとどんどん税収だけじゃなくて支出、税収が減少すると支出が増加するというのには目に見えています。やっぱりこれによって事業の先送りとか町民サービスの低下にならないように対応してほしいと、そのように願っているんですが、これ

からどのような手立てを考えておられるのか、今の、現時点でお考えのところを御答弁いただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 今後の行財政運営についての質問と捉え、お答えいたします。

現在の未償還残高が結構増えてきている状況にあります。今町が有している減債基金等が約14億円あります。その辺の、減債基金を償還に充てながら、ちょっと残高を、増えるのを抑制したいとは今考えているところであります。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 創意工夫をしてやっていただけるということなので、ぜひ職員の知恵と工夫によって、積極的に健全化比率の低下に努めていただくように要望します。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 今白澤議員のほうからと少し重なる部分がありますが、課長今地方債の減債基金を利用した繰上償還についての考え方を答弁されたと思うので、その部分はまず早めにやってもらいたいというところがあります。

以前の議会でも申し上げましたが、復興事業によって様々なものが公共施設、公共の建物として造られました。これが一斉に経過をたどると、何十年後は更新時期、修繕時期が重なってくるというところで、何と言っても公共施設の管理を目的とした基金の創設という話もさせてもらいましたが、その部分もやはり、これは令和2年度の状況ですが、今年度かあるいは来年度かというところで、どの時期を見越した中で将来に向けた公共施設の管理基金を創設するのかというところを聞きたいと思います。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

公共施設の維持管理に関する基金ということで今検討してはおります。基金を積み上げる財源も考慮しながら、可能であれば今年度中には、もしそれが難しい状況の判断をすれば来年度には、基金創設は今考えているところであります。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で報告第18号を終わります。

○

日程第4 報告第19号 「大槌町地域防災計画」の変更に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第4、報告第19号「大槌町地域防災計画」の変更に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。防災対策課長。

○防災対策課長（田丸正人君） 報告第19号「大槌町地域防災計画」の変更に係る報告について御説明申し上げます。

これまで大槌町地域防災計画の修正につきましては議会報告をしておりませんでした。大槌町行政に係る基本的な計画に該当するものと判断しまして、本会議より上程するものでございます。

それでは、修正内容について御説明申し上げます。

大槌町地域防災計画につきましては、災害対策基本法第42条に基づき、町長が会長を務める防災会議に修正内容を諮るもので、本年6月23日に開催いたしました大槌町防災会議において審議と了承を得たものとなっております。

修正内容としましては、主に岩手県地域防災計画との整合性を図るものであります。県の地域防災計画は、昨年5月に開催されました中央防災会議の内容を基に災害予防、災害応急対策等の充実強化に向けて修正された防災基本計画を参考に、本年3月に見直しが行われております。県の地域防災計画の主な見直し項目といたしましては、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討実施についてが挙げられます。大槌町地域防災計画では、この県の地域防災計画との整合性を図ること以外に、本年5月20日に改正されました災害対策基本法の改正内容の反映がございました。現行の県の地域防災計画では、災害対策基本法の改正内容は反映されていないものの、県に確認をした上で、大槌町地域防災計画には先行して避難情報ガイドライン等の改正内容を反映させたものとなっております。その修正内容につきましては、大槌町災害警戒本部及び災害対策本部の配備基準の見直しや、町の組織再編に伴う災害対策本部体制の見直しについても反映したものとなっております。また、防災会議委員に対しましては、会議開催前に修正案をお示しし、様々な御意見をいただいた上で計画に反映させております。具体的には61件の御意見をいただき、60件を規定に、計画に反映させております。

なお、今年度より防災行政の多様性を図るため、新たに6名の女性委員も委嘱させていただき、その方々からも御意見をいただき、必要な修正を行っております。

この防災計画がただの規定書とならないよう、なお一層の実行力の向上に努めてまい

ります。

以上、大槌町地域防災計画の修正について御報告申し上げます。

以上です。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 10月30日の全員協議会で、災害対策の見直しで、これまで具体的な組織がなかったとありましたけれども、震災のときまでは多分総務課がやっていたと思うんですけども、それを防災対策課に移した経緯というのを、多分言ったのか分かりませんが、改めてお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○防災対策課長（田丸正人君） 今回の改正の大きな変更点の一つとして、本部運営部の体制があります。

従来の総務課を含めた体制から、本部運営部が災害対策本部長の直下につき、情報収集あるいは有事の際の意見提案等をまとめるということで、それらを規定に盛り込んでおりますし、現在そのオペレーションマニュアルの精査をしている最中です。

以上です。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） ありがとうございます。

防災対策課というのは本当に責任重大な課になるわけですが、今は外部採用の課長とか職員がやっていますけれども、これって将来的には地元職員で構成されるのか、また今のように防災の知識のある人を採用していくのか、今後の方向性というのはどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 防災対策課を、今までの総務課の中にあつたものを外出ししたという理由につきましては、防災対策課長のお答えのとおりでありまして、様々な昨今の多様な防災に対応するためにはさらに強化が必要だと、そういう認識でつくりました。したがって、したがってというよりも、防災対策課のそのリーダーといえますか、それをどのように今後考えていくかというのは、これは私どもとしてもきちんと考えていかなければいけないというスタンスでございます。

今回は外部からの同意を図って、防災対策について、いわゆる行政の目線だけではなくて、町民の皆さんのお考えとか、あるいは様々な企業やら業界やら、そういう観点で、

地域も含めまして、どのような観点であるべき姿を考えるかということ、抜本的に見直しをしてほしいということで、外部の登用を図ったものでございます。

しかしながら、遠い将来、この大槌町を考えるに当たりましては、やはりプロパーによってきちんとこの大槌を支えていくという組織が大事であろうと思いますので、今後その職員の育成を含めまして、あるいは必要であれば外部の方々の協力も得ながら強固なものにしていきたいと、このように考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 少し、お願いします。

津波によつての、安渡地区あるいは吉里吉里地区では自主防災組織等が結構組織されておりますけれども、避難所という形では金澤、小槌方面にもありますので、そちらのほうでの組織というのはかなりまだはっきりしていないので、その辺を、最初、初期の避難というのはとても大事なものですので、その職員がそういう避難所の体制とかなかなかできない部分があります。それで、地域の人たちがそういうのをいち早く救助する、そういう体制も必要だと思っておりますので、その辺よろしく御検討お願いいたします。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○防災対策課長（田丸正人君） ありがとうございます。御意見拝聴しました。これからその体制の強化についても継続して努めてまいります。

以上です。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で報告第19号を終わります。

○

日程第5 議案第48号 大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第48号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、東梅康悦君の退場を求めます。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結し採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第48号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(小松則明君) ただいまの出席議員数は10名であります。

次に、立会人の指名をいたします。

大槌町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に13番、芳賀 潤君及び1番、菊池忠彦君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(小松則明君) 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない白票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(小松則明君) 異状なしと認めます。

点呼に応じ、順次投票をお願いいたします。点呼を命じます。議会事務局長。

(点呼)

(各員投票)

○議長(小松則明君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の13番、芳賀 潤君及び1番、菊池忠彦君の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(小松則明君) 投票の結果を議会事務局長から報告させます。

○事務局長(西澤勝広君) 開票結果を報告いたします。

投票総数 10票

これは議長を除く出席議員数に符合いたします。

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 10票

反対 0票

○議長（小松則明君） 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○

日程第6 議案第49号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第49号復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（伊藤幸人君） 議案第49号復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

次ページ、新旧対照表をお開き願います。

1 ページ上段の第1条については、東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴い、内陸の市町村を含めた復興産業集積区域となっていたものを、被災沿岸市町村12市町村に限定する特定復興産業集積区域となったことによる一部改正であります。

1 ページ中段から次ページの第2条については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理と、事業者が区域内で設備投資する場合、指定及び取得時期が令和6年3月31日まで延長されたことから一部改正するものです。

2 ページ中段の附則第1条は、施工期日について。附則第2条は、経過措置の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第49号復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第50号 大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第50号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 議案第50号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

お手元の議案第50号の新旧対照表をお開きください。

今般の改正は、産科医療補償制度の掛け金が現行の1万6,000円から1万2,000円の引下げられることに伴い、出産育児一時金の総額を現行の42万円に維持する目的で健康保険法施行令が改正されることから、大槌町国民健康保険条例について所要の改正を行うものとするものであります。具体的には、条例第5条第1項中40万4,000円を40万8,000円に改めるものであります。

次に、附則につきましては、施行期日を当該医療法令の施行期日に合わせて令和4年1月1日とするものであり、新旧条例の適用区分を明らかにするため、経過措置を定めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） この改正後の40万8,000円、実質は4,000円の微増ですけれども、今現在コロナ禍によって、日本全国子供を産む人たちがどんどん減っていると、結婚する人も減っていると、そういう状況を鑑みたときに、大槌町も当然ながら今まであった人口が、半減までいかないけれども、1万……そのぐらいになってしまったと。そうい

うのを踏まえたときに、大槌町として独自にこのほかにもう少し、一番いいのはお金だ
と思うんだけど、これを町としてももう少し増額できないのか、その辺についてお伺
いします。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 子育て支援のほうについては今現在
行っているということでございます。議員おっしゃるとおり、その部分につきましては
検討させていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 課長そのように言うので、信用いたします。

ただ、その検討って、よくこの間も、別な議員からも話出たからだけれども、やっぱ
りその辺はきちんと上司と相談しながら、いろいろな子供、子育てのいろいろな手当は
知っていますけれども、そのほかにやっぱり一時的にある程度の、うっと思うような思
い切った施策を講じたほうがいいんじゃないかと思いますので、ぜひ当局側の皆様にお
かれましても、この辺についてももう少し深く、将来の大槌町を考えたときを思い描いて、
人口が少しでも増えるような方向をとっていただきたいと思います。町長なり財政な
り、どちらか答弁願います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 子育て関係については様々な形で取り組んでおりますけれども、
出産という部分もありますので、これは国民健康保険の状況でありますけれども、それ
以外の方々いらっしゃいますから、全体を見ながら子育て環境の整備ということで鑑み
まして、しっかりと考えていきます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第50号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決い
たします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

○

日程第8 議案第51号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第51号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） それでは、次ページの新旧対照表をお開きください。

第5条入居者資格において、東日本大震災復興特別区域法第20条に規定する被災者等の語句を削除するものです。また、同条第1号において、ただし規則に定める町営住宅等においては、同居し、または同居しようとする親族を要しないの語句を追加するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 町営住宅の入居率と、それから町営住宅というのは単身入居になるわけですが、現時点で独り暮らしは何人ぐらいいますか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 今資料をちょっと持ち合わせていなかったもので、後で答弁させていただきます。すみません。

○議長（小松則明君） この場合は、その書類に関して必要な事項ということで、再質問になるかも分かりませんので、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時37分

○

再 開 午前10時41分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 失礼しました。

町営住宅全体での入居率は現在89.7%でございます。

それから、単身でございますけれども、町営住宅の中における単身者は合計で431名でございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） すみません、ありがとうございました。

これは意見ですけれども、町営住宅の空いている箇所が何か所か見られて、その周りが、草がぼうぼう生えていて、道路までツタが出てきていて、あと木も生えてきたりして、その周りの環境も悪いので、早めに整備したり、あと早めに入居できるようにお願いしたいと思います。意見です。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） その空き室についての環境については、きちんと対応したいと思います。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第51号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第52号 大槌町定住促進住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第52号大槌町定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） それでは、次ページの新旧対照表をお開きください。

第2条定義において、第3号の規定を全て削除するものです。

第5条公募の例外において、第1号から第5号の規定を全て削除するものです。

第6条第1項、語句の訂正です。また、第1号に入居後、3月内に町内住民登録ができる者という規定を追加し、第2号の単身または家族を伴っての入居であることという規定を削除します。

以下、改正前の3号を2号に、4号を3号にし、第5号を4号にし、市町村民税及び住宅使用料等にまとめ、第6号を第5号にするとともに、世帯を申請者及び同居をする者に改めます。

改正前の第2項を削除し、新たに第2項に、前項の規定にかかわらず町長が特別に認めた法人の使用を認める規定を追加しました。

第11条は、語句の訂正です。

第12条、同居承認において、第1項は語句の訂正、第2項は同居人の入居資格を新たに規定するとともに、第13条、入居の承継においては、承継する者の入居資格を新たに規定いたしました。

第16条は、第5条第5号が削除されたことにより、第2項を削除するものです。

第31条は、項ずれによる語句の訂正であります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） すみません、ここでも定住促進住宅の入居率を教えてください。

○議長（小松則明君） あまり、数字に関しての質問に関しては、かなり気をつけるように。地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 64.5%でございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第52号大槌町定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第53号 大槌町公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第53号大槌町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 議案第53号大槌町公民館条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

お手元の議案第53号の新旧対照表を御覧ください。

一部改正の内容につきましては、第4条中央公民館の職員の内容になります。これまでの条例では副館長の記載がありましたが、現在副館長は配置しておらず、現状に即した改正をするものであります。

第6条、大槌町公民館運営審議会の委員及び任期の内容になります。委員数23人以内を15人以内に改正するものであります。これは、震災より以前、庁内各小中学校長や各地区の分館運営委員長などが委員でしたが、学校の統廃合等による規模縮小などのため、こちらにも現状に即した改正とするものでございます。

第18条、こちらは分館職員の内容になります。第4条同様に、現在分館には副館長は配置しておりませんので、現状に即した改正となります。そして、現在分館長は会計年度任用職員として採用しておりますので、こちらにも現状に即して報酬から給与の支給へ改正するものであります。

第21条から第23条につきましては、公民館及び分館の管理を指定管理者に行わせることができる規定を追加する改正内容とするものであります。

第24条は、今回の条例改正に伴う条ずれの改正でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ちょっと何点かお尋ねしたいと思います。

指定管理者制度の導入をするということですが、第6条の改正前の、審議会委員が23人以内、改正後は15人以内ということではありますが、本当は私広く町民の意見を聞くために、委員の数が多いいほうがよいのではないかと思います。15人以内としたのは、減員したのはどういう理由なのでしょう。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 今、先ほども御説明一応しておるところなんですけれども、震災前は学校が、今統廃合になりまして、大槌学園、吉里吉里学園というふうに少なくなっているんですけども、当時それぞれの学校にいる校長先生とか、分館地区の分館の運営委員長などが委員として、23名以内というところでおったんですけども、繰り返しになりますが、その後学校の統廃合と、あと規模縮小などによりまして、一応現状に即したというところで15人以内というふうに改正したいというものでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 了解いたしました。

それで、この条例の施行期日が来月1日からということですが、これ指定管理者による管理、これも委託先ってというのは今検討中なんですか。委託先について。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） お答えします。

今回、9月の議会のほうに、指定管理の、可能とするという条例を提案させていただいておまして、実際に9月の定例会が終わった後ですが、地域の団体とかそういった方にその指定管理制度の説明とか、あとそういった部分についての話し合いとか、そちらを10月から11月とかに予定しております。実際に、今現在はまだ今回の条例が通っておりませんので、こちらが通った後そういった説明をするということで、今現在どこの地区の方、どの方というところの部分についての、決まっているということではございません。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第53号大槌町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第54号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第54号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 議案第54号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

1、契約の目的。元年災 襲岩（1）、農業用施設災害復旧工事。

2、契約の相手方。岩手県北上市藤沢20地割35番地、株式会社小田島組代表取締役小田島直樹。

3、変更内容・契約金額。変更前1億3,607万円、変更後1億9,326万5,600円増額し、3億2,933万5,600円とするものでございます。

次ページ、資料をお開きください。

- 1、仮契約年月日。令和3年8月26日。
- 2、別紙箇所図を添付してございます。
- 3、工事概要。別紙参考資料をお開きください。

変更理由。現場精査の結果及び本施工を実施した結果、施工方法の変更が必要になったもの。

①支承取替工において、既設橋脚撤去工及び新設橋脚工の作業スペースの確保のため、橋桁のジャッキアップ量が当初の想定以上必要となり、支承取替工が適用できないことが判明したため、橋桁ジャッキアップ工への工法変更を行うものでございます。

②仮栈橋杭打工の実施に当たり、H杭の打ち込みを実施したところ、当初の想定より玉石、転石が多く、当初の工法では打ち込みできないことが判明したため、打ち込み工法をダウンザホールハンマー併用油圧バイブロハンマー工法に変更したことによる請負額の変更を実施するものでございます。

本案件は、令和元年10月に発生した台風19号により被災し、災害復旧事業として工事着手前に国の災害査定を受け、設計、工法など国の承認を経て工事着手したものでございます。今回工法の変更、金額の増額については、既に国へ変更理由や設計変更内容などを説明し、変更に係る承認を経ておりますことを併せて御説明させていただきます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） すみません、私土木の素人などでちょっと確認させてほしいんですが、変更前は1億3,600万円、それでこれを単純に計算すると約2.4倍の増になっています。今課長が変更理由と、それから関係機関等への協議、話をるるお話いただいたんですけれども、本来この現場での説明とか、入札の段階でしっかりと確認しておけば、これほどまでの請負価格、増額の変更はなかったと思いますが、どうしてこれは確認、この理由は書いていますけれども、どうしてきっちりと精査できなかったのかっていうのを御答弁いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 先ほどの御説明でもお答えしましたとおり、これ

は現場でどうしても地下、河川の中で、どうしても調査ができない部分もございます。やっぱり掘ってみて、現場の中で打ち込みができなかったりとかということが判明したため、入札時にはどうしても判明していなかったということでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 本当、私も素人なので、その現場説明っていうのを、きっちりそういうところがあって、説明をして札を入れる、そういうことだと思っています。もちろん当初の設計が妥当だったかどうかというのも、それも気になりますが、町税の持ち出しがあれば、これ本当に大変なことだと思って、もちろん国県等の助成金等があってこの工事がされると思いますが、ですからこれからこういうことがないように、昨年ですか、私も工事変更の契約のガイドラインをつくるべきじゃないかというお話をしたことがあります。国県、岩手県でもガイドラインをつくっていますので、ぜひそういうことを参考にしながらガイドラインを策定して、入札の公平性、公明性を高めていただければと思っています。コメントがあればお伺いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

まず、今回の災害復旧事業に関しましては、令和元年の台風19号でございまして、激甚災害でございまして、99.9%の補助率でございます。それから、災害復旧につきましては、農林業施設につきましては別な形になっているんですが、基本的には国庫負担、つまり補助ではございません。国がある程度負担するというスタンスで、国のそういった国土施設を復旧させるということでございます。

今回の件に関しましては、入札云々ということよりも、適正に、最初に設計は行いました。調査も行いました。国の審査も受けています。ところが、やっぱり掘ってみて、ちょっと工法が、どうしても変更しなければならないという事象により変更したものでございます。

このように、どうしても当初の設計によって違う事象が発生した場合、かえって今度これ変更しないと業者の不具合になります。これは民法上の契約でも規定されてございますので、そういった観点からというふうに御理解いただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第54号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時58分

○

再 開

午前11時10分

○議長(小松則明君) 再開いたします。

当局からの発言の申出がありましたので、これを許可いたします。地域整備課長。

○技監兼地域整備課長(那須 智君) 先ほど、町営住宅の単身者の数でございますけれども、65歳以上を二重計上してしまっていて、ちょっと431というのは多い数でした。

65歳以上の単身が195、60歳から64歳までが41ですので、合わせて236になります。失礼しました。

○

日程第12 議案第55号 町道の路線認定について

○議長(小松則明君) 日程第12、議案第55号町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○技監兼地域整備課長(那須 智君) それでは、別紙をお開きください。

新たに認定する路線。路線番号2199、新港町3号線です。大槌町新港町256番を起点として、終点は大槌町新港町170番の2になります。

認定路線図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより議案第55号町道の路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしま

した。

○

日程第13 議案第56号 大槌町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第56号大槌町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第56号大槌町過疎地域持続的発展計画の策定について御説明いたします。

初めに、大槌町過疎地域持続的発展計画は、本年4月に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める人材の確保及び育成、産業の振興、住民福祉の向上など、過疎地域の持続的発展に向けた市町村計画となるものです。

それでは、お手元の資料に基づき、かいつまんで御説明いたします。

大槌町過疎地域持続的発展計画の1ページを御覧願います。

初めに、町の基本的な事項では、大槌町の概要について、自然条件や歴史的要件など、過疎の状況を記載しております。

次に、2ページから6ページに、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況を記載しております。

6ページから8ページに、令和3年度から令和7年度までの地域の持続的発展に向けた基本方針、基本目標を掲げ、計画目標の達成状況の評価に関する事項などを記載しております。

次に、10ページと11ページに、移住定住、地域間交流の促進、人材育成の現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

次に、12ページから19ページに、産業の振興について、農業、林業、水産業、地場産業、観光、商工業などの現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

次に、20ページと21ページに、地域における情報化について、現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

次に、22ページから24ページに、交通施設の整備、交通手段の確保について、町道、農道、林道、交通手段の確保に関する現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

次に、25ページから31ページに、生活環境の整備について、水道施設、下水処理施設、

廃棄物処理施設、火葬場、消防施設、住環境、防災体制の現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

次に、32ページから37ページに、子育て環境の確保、高齢者等の減及び福祉の向上及び増進について、高齢者福祉、子育て環境、障害者福祉の現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

次に、38ページと39ページに、医療の確保の現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

次に、40ページから44ページに、教育の振興について、学校教育、集会施設、体育施設の現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

次に、45ページと46ページに、集落の整備の現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

次に、47ページに、地域文化の振興等の現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

次に、49ページに、再生可能エネルギーの利用促進の現況と問題点、その対策を掲げております。

次に、50ページに、その他地域の持続的発展に関し必要な事項について、地域活力の維持の現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

51ページ以降は、本計画の主要な事業をまとめて掲載しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） この計画書の策定について二、三お伺いいたします。

過疎地域持続的発展計画、これはその過疎地である当町が総合的かつ計画的な対策を実施することで、地域の持続的発展を目指すものであるというふうに認識しております。現況と問題点、そしてその対策が記載されているんですけども、それで、細かいところで非常に恐縮ではあるんですけども、例えば38ページの医療の確保のところでは、内容が少し抽象的な感じがするんです。もっと具体的な内容を記載すべきではないかと思うんです。特に、私が昨日の一般質問の際に取上げた圏域内の普通分娩休止の対策であるとか、再開への取組まで本当であれば聞きたかったんですけども、そこまで行かないということで今申し上げているんですけども、この辺が全く明記されていないんです。

やはり問題視されている事案に対しては、個別の名称と言いますか、案件も入れながら、より逼迫度が伝わるような、そういうこの計画書にさせていただきたいと思うんですが、この辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 貴重な御意見ありがとうございます。

今菊池議員がおっしゃったように、そういう具体的な表現というか事業のあれは必要だと思っております。

まず、この計画の主な町の方針と言いますか、まず9次の総合計画、あとは地方創生の計画等、まず上位計画がありまして、それにひもづけるような形でやっております。

今のような、菊池委員がおっしゃったようなものは、今後、これは毎年改正も可能となりますので、その辺は次の改正で読み込めるような対応を行っていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 取りあえず、決して今回の策定に関して反対するという意図は全くないんですけども、ただ少なくとも今年度から向こう5年間、この計画を基に町の施策を講じていくわけですから、ゆえにもっと具体的な内容でもよかったのではないかと、思って今回質問させていただいております。

それで、インターネットなどでも、これホームページで公開しておりますよね。PDFか何かで見られると思うんですけども、気になってその他の自治体のこの計画書もいろいろ見てみたんですけども、やはり具体的な案件を入れながら、町はどうすべきかという、そういう内容になっているんです。非常に濃い内容にはなっているんですが、それに比べてという言い方は少しおかしいですけども、もうちょっと抽象的過ぎるので、具体的な内容があればよかったと思います。当然今後、記載されてはいたとしても、それを心にとめて対策を講じていただきたいと思います。何かあれば。

○議長（小松則明君） 福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） ありがとうございます。

この地域医療圏の問題に関しましては、今釜石市と合同で県あるいは医療局、そして岩手医科大学のほうにもお願いをして来ているところであります。

今回の過疎地域の計画に関しましては、この表にありますとおり、持続的なものという事で、具体的に今取り組んでいるものは、表中にありますとおり、救急搬送先の医

療機関への釜石市の合同の助成金でありますとか、あとは国保連を通じまして医師を要請するための自治体からの支援金であるとか、こういったものを過去からずっと継続して支払いしているもの、負担しているものを今回羅列させていただいております。

今回普通分娩等に関します医療、去年は内科医の関係もございましたが、取りあえずその動向がまだ安定しないと言いますか、今後その対策が、確実なものが今のところ定まっていないと言いますか、これから協議が図られていくものでありますので、そういった取組が確定次第必要とされる財源、例えばこの過疎計画、過疎債も落ちるということであればこの計画の中に途中でも盛り込んでいきたいと、このように考えております。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 御指摘のあったとおり、具体的な部分もございましたので、医療にかかわらず全てのものにつきましてもう一度、毎年度見直しということになってはおりますので、具体的な、やはりこの5年間で何をするかというところを、総合発展計画と合わせながら、しっかりと明記をしていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） よろしく申し上げます。

それで、先ほど、小笠原課長が今おっしゃったことについてなんですけれども、以前より問題になった部分は確かに記載されているんですけども、まさに今この出産の問題に関しては、釜石市、大槌町の中で非常に大きい問題になっていると。その辺を、いわゆる町民の方々も大変気にされている、特にもその出産世代と言いますか、出産に該当するような世代の方々、大変気にされているわけです。だからこそその辺をしっかりと、町としてこういう形で行くんですということを打ち出していかなければいけない。

この計画書というのは誰しもが閲覧できるわけですから、やはり町としての方向性をしっかりと本来であれば入れるべきだったと思っておりますけれども、毎年見直しということですので、次回はずいぶんそういう部分にも触れて記載していただきたい。

以上です。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 大槌町過疎地域持続的発展計画について、アンケート調査をしましたよね。アンケート調査をしたと思うんですけども、これはアンケートをとっただけに留まるのか、それともそれをどこかに反映させられるものを反映していくのかお聞きいたします。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

アンケートは実施しておりません。パブリックコメントを実施しております。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） すみません、ちょっと私も一点だけ確認させてください。

49ページの再生可能エネルギーの利用促進についてということですが、（2）の中のその他の項に、地域新エネルギーの導入を促進しながら環境庁型の新たなライフスタイルの実現を図っていくと書き込んでありますが、そうであれば、（3）のこの計画にも具体的な事業内容を書き込んでほしかったと、そのように思います。

以前の議会でも質問しておりますが、2050年までに国ではCO₂の削減をゼロにするという計画があって、いろいろな施策を展開しております。大槌町にも再生可能エネルギーが本当にたくさんございますので、ぜひ町でもこの町内に、町の役場の中にプロジェクトチームを編成して、ぜひこの研究をすべきだと思いますが、御所見をお伺いします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

再生エネルギーの利用促進については、県内でも様々な取組が始まっております。やはりその状況から踏まれば、やはり町としても明らかな事業を展開する必要があると思いますので、先ほど議員御指摘のとおり、そこにつきましては課題横断的な取組になるか、または具体的なものとして誰かを選定する、そういうことも全部含めてこの部分についてはしっかりと考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 町内にでも、これに関するいろいろな知見を持っている研究者がおりますので、その研究者の人たちの知恵をお借りして、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 先ほどは失礼いたしました。

では、そのパブリックコメントをどのように反映させていくのでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

パブリックコメントは、7月12日から7月26日まで実施しております。そのいただいた意見を反映させた部分もありますし、あとは今後の施策に活かしていくということで、意見のほうは、そういう取扱いとしております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 今いろいろな議員から細かいところで質問が出たと思うんですけども、基本的に私は持続的発展計画の大まかな、全体としての計画として今受けとめています。

実行に当たっては、どれも、いずれも重要な問題で、それぞれじっくり取り組んでいかなければいけないと考えておるんですけども、実施に当たってこれはどういう形で進めていくのかという方針をちょっと確認したいんですけども。

具体的には、これと直結するかどうかは分かりませんが、例えば交通網の整備にしても、先般、9月2日ですか、企画財政の主催で、住民に対する現状の問題点のヒアリングであるとかというふうな企画がされていまして。こういった形で、住民との会話をしながら、この計画に対して実行面では具体的な施策を練っていくのか、あるいは行政側のトップダウン方式で、こういう案をもって実行していくと、あるいは議会の場で都度議論をして進めていくというか、全体としての進め方の方針について確認させてください。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

この過疎地域持続的発展計画については、この計画単独で事業を行うものではありませんので、一番の上位計画の総合計画、毎年の実施計画、それにひもづくような過疎計画となります。なので、この一番の過疎計画の策定する目的は、そういう支援を国からいただけるという内容もありますので、そこは漏らさないような対応でこの計画をつくっておりますので、事業実施については総合計画の実施計画に基づいて町の事業を総合的にやっていくということになります。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第56号大槌町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第57号 令和3年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第57号令和3年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第57号令和3年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについて御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

9款1項地方特例交付金、補正額71万8,000円の減は、交付額の確定によるものであります。

10款1項地方交付税、補正額2,053万円の増は、地域おこし協力隊協働事業、移住定住推進事務局設置事業及び鳥獣被害防止総合支援事業による特別地方交付税であります。

14款国庫支出金2項国庫補助金、補正額2,461万8,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等であります。

15款県支出金2項県補助金、補正額395万円の減は、鳥獣被害防止総合支援事業補助金の減であります。

16款財産収入2項財産売払収入、補正額2,069万1,000円の増は、岩手県への防潮堤等用地売払収入であります。

17款1項寄附金、補正額631万1,000円の増は、企業版ふるさと納税寄附金等であります。

18款繰入金1項特別会計繰入金、補正額1,450万5,000円の増は、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計からの令和2年度決算に伴う特別会計繰入金であります。2項基金繰入金、補正額13億988万6,000円の増は、今回の補正財源とするふるさとづくり基金繰入金等であります。

19款 1項繰越金、補正額 6億4,702万1,000円の増は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

20款 諸収入 4項雑入、補正額175万6,000円の増は、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の令和2年度負担金確定に伴う広域連合からの返還金であります。

21款 1項町債、補正額1,200万円の増は、公共土木施設災害復旧事業債等であります。2ページをお願いします。

歳出。

1款 1項議会費、補正額58万6,000円の増は、人件費であります。

2款 総務費 1項総務管理費、12億7,921万2,000円の増は、東日本大震災津波復興基金市町村交付金返還金等の増であります。2項徴税費、2,754万6,000円の増は、人件費であります。3項戸籍住民基本台帳費、88万5,000円の増は、人件費であります。4項選挙費、4万2,000円の増は、人件費であります。7項地方創生費、補正額2,142万円の増は、移住定住推進事務局管理運営業務委託料等であります。

3款 民生費 1項社会福祉費、補正額6,817万8,000円の増は、人件費及び障害者自立支援給付費国庫返還金等であります。2項児童福祉費、補正額365万4,000円の増は、保育所等業務効率化推進事業補助金等であります。

4款 衛生費 1項保健衛生費、補正額1,251万1,000円の減は、人件費等であります。また、県立釜石病院の普通分娩機能が10月から休止することから、妊婦通院費支援助成金265万5,000円を計上しております。2項清掃費、補正額197万7,000円の減は、人件費であります。

6款 農林水産業費 1項農業費、補正額1,934万2,000円の増は、人件費及び新型コロナウイルス感染症に係る農業振興対策事業であります。2項林業費、補正額80万円の減は、町有林森林認証年度負担金の減であります。3項水産業費、補正額403万3,000円の減は、人件費及び磯焼け対策事業の国庫補助金が間接補助から直接補助に変更されたことによる減であります。

7款 1項商工費、補正額767万1,000円の増は、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策事業等の増であります。

8款 土木費 1項土木管理費、補正額5,759万4,000円の減は、人件費であります。2項道路橋梁費、補正額466万4,000円の増は、橋梁補修設計業務委託料等の増であります。

9款 1項消防費、1,050万9,000円の増は、新型コロナウイルス感染症避難所対策事業

費等の増であります。

3ページをお願いします。

10款教育費 1項教育総務費、補正額2,095万9,000円の増は、人件費及び旧学校施設等グラウンド遊具撤去工事であります。3項中学校費、補正額15万円の増は、総合学習活動費助成金の増であります。4項義務教育学校費、補正額279万8,000円の増は、大槌学園内排水施設等修繕工事等の増であります。5項社会教育費、補正額857万円の増は、人件費及び御社地石板移設設置工事の増であります。6項保健体育費、補正額9万5,000円の増は、給食センター設備の修繕部品費の増であります。

11款災害復旧費 2項土木施設災害復旧費、補正額828万円の増は、町道辺津ヶ沢線道路災害復旧工事、町道蕨打直線道路災害復旧工事の増であります。5項その他公共施設等災害復旧費補正額570万円の増は、浪板不動滝進入路災害復旧工事の増であります。

12款 1項公債費、補正額214万2,000円の増は、令和2年度辺地対策事業過充当による町債元金繰上償還金であります。

15款復興費 1項復興総務費、補正額6億64万6,000円の増は、復興交付金返還金であります。2項復興推進費、補正額2,326万円の増は、安渡地区津波復興拠点整備事業及び赤浜地区漁業集落防災機能強化事業において土地の関係が整理されたことから、町管理部分を県から買受ける用地買収費であります。12項復興支援費、補正額1,325万6,000円の増は、仮設住宅敷地返還工事に伴う測量設計業務委託料及び被災者支援総合交付金過年度返還金であります。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正。

追加。

起債の目的、限度額の順に読み上げます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は当初予算と同様のため省略いたします。

公共土木施設災害復旧事業、820万円。

一般単独災害復旧事業、570万円。

5ページをお願いします。

変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様のため省略いたします。

防災マップ作成事業、630万円、440万円。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億526万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億5,985万5,000円とするものであります。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正、追加。

5ページ、変更。

8ページをお開きください。

歳入。

9款地方特例交付金1項地方特例交付金。進行いたします。

10款地方交付税1項地方交付税。進行いたします。

14款国庫支出金2項国庫補助金。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この国庫補助金のところで、水産多面的機能発揮対策事業交付金というのが、予算が466万9,000円あったものがそのまま減額となっているのは、この補助金は認められなかったということによろしいのでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 先ほど読み上げの説明でございましたとおり、実は役場に入って、その協議会のほうに間接補助で、トンネル補助というか、出す予定だったんですが、直接国から再生協議会のほうに出すようなことになりましたので、あくまでも役場の会計を通さないということでございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

15款県支出金2項県補助金。進行いたします。

16款財産収入2項財産売払収入。進行いたします。

17款寄附金1項寄附金。進行いたします。

18款繰入金1項特別会計繰入金。進行いたします。

2項基金繰入金。進行いたします。

19款繰越金1項繰越金。

10ページに入ります。

20款諸収入4項雑入。進行いたします。

21款町債1項町債。

歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款議会費 1 項議会費。進行いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費。臼澤良一君。

○2 番（臼澤良一君） 総務管理費で、工事請負費で、大槌震災伝承の場の説明看板設置工事について……

○議長（小松則明君） では、12ページ上段まで入りますので、続けてください。

○2 番（臼澤良一君） すみません、では続けます。

この設置工事について、46万1,000円計上されていますけれども、これは犠牲になられた御遺族に今まで献身的に寄り添ってこられた町長にお答えいただきたいと思います。この設置場所は旧庁舎跡地と民宿あかぶの跡地の2か所でよろしいでしょうか。

それから、この説明看板というのは金属製なのか。それから、石づくり、石製なのか、木製なのか、どちらをお考えになられるのかお答えいただければ幸いです。よろしくお願ひします。

○議長（小松則明君） 地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） まず1点目、場所についてでございますけれども、おっしゃいますとおり旧役場跡地と、あともう一つが旧民宿の跡地ということでございます。

あと、2点目のどういう材質かということでございますが木製、あと板についてはアルミ樹脂とか何かそういったことで、いずれにいたしましても風雨に耐えられるものということでこちらは考えてございます。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2 番（臼澤良一君） 2か所と、それから風雨に耐えられるものということです。

これはぜひ町長にお尋ねしたいんですが、これまで語り継ぐ会とかいろいろ犠牲になられた御遺族に献身的に寄り添ってこられた町長なので、これまでも語り継ぐ会とか新聞報道では、職員の名前を生きた証として刻んでほしいとか、あと慰霊碑のようなものをつくってほしいとか、それから旧庁舎跡地を手を合わせる場所にしてほしい、鎮魂の森に行けない人にとってそういう場所にしてほしいとか、あと津波の高さが分かるモニュメントを設置してほしいとか、子供を含む町内外の人々が集って、ここで何があったのか分かる場所にしてほしいなどの意見とか要望が出されておりますが、これに対して

どのように応えて、どのような説明看板を設置するのかお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 設置看板につきましては、様々にこれまでのあったことを伝えるような形になろうかとは思いますが、やはり遺族だけではなくて町内の方々、町民の方々、そして大槌と関わった方々十分理解をいただけるような内容にしていきたいと思っています。

震災伝承のコンセプトである忘れない、伝える、備えるという部分からすれば、しっかりとそれを伝えられること、それをしっかりと看板に設置したいと思いますが、しっかりと吟味をしていきたいと思っています。やはり情報発信という部分からすれば、やはりどういうことがあったのかということ、そしてこれからどうしようとしているかというようなことも含めて看板設置をしていきたいと思っています。

また、るる新聞、報道でも様々意見が出ているのは十分承知をしておりますけれども、看板とは別に、この状況につきましては、ワーキンググループの中でお話をする遺族の方々を含めて、広く呼びかけながらワーキンググループ、この9月の末には開催する予定になっておりますので、そんなふう具体的なものになってくるだろうと思っていますので、それを受けながらしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） ありがとうございます。

もう一点なんです、町長自身はいつも町民、御遺族、企業研修とか修学旅行生をはじめ、町に来た方々にメッセージを伝えるものにしたという、それからワーキンググループ、今先ほど御答弁がありましたワーキンググループで議論を深めたいという、今おっしゃられました。それから、町民や震災を知らない世代、これが今災害が頻発する全国の自治体などに、何を忘れず伝える、備えるかをやっぱり明確にする必要があると考えられます。

たしか25日に震災伝承プラットフォームワーキンググループが開催されるということですが、町長自身が何を忘れない、備える、伝えるかを明確に提示しなければワーキンググループの議論は深まらないと思いますが、それで、同じように説明看板にも、町長自身が、町民御遺族、企業研修や就学旅行生をはじめ、町に来た方々にどんなメッセージを伝えるのかを明確にしなければならないと思います。本当こう貴重な予算ですので、ぜひ改めて町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 白澤議員、今町長が看板と重ねて、今の答えを先ほど答弁していると思うんですが、備えるとか、その津波のことについては一般質問でもちゃんと答えていると思いますけれども、まずこれ町長、もう一度お願いいたします。町長。

○町長（平野公三君） 忘れない、伝える、備えるという部分は、この看板だけでつながるものではないので、一つの方法という形になるでしょうか。それ以外にも様々な形で取り組んでいきたいと思います。しかしながら、やはり来た方々が目で、視覚で確認できるということになりますので、しっかりとその辺は内容を吟味して、もちろん私のメッセージも踏まえながらということになるのでしょうか。そういうことも踏まえて準備をして出していきたいと思います。

しかしながら、ワーキンググループはワーキンググループとして、中心的には旧役場庁舎、そしてはまゆりの民宿跡地も含めてやるんですが、それ以外にも様々なところで、私たちが伝えなければならない、忘れないで伝えなければならないということもありますので、これをきっかけとしながら、町全体にそういう忘れない、伝えるという部分をしっかりと、つまり私たち経験した者と、経験しない方々でも理解ができるような、そういう取組をしっかりとしていきたいと思います。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 同じところでの質問なんですけれども、工事請負費が46万1,000円となっていますけれども、これ旧庁舎と民宿あかぶのところの2か所で、これで間に合うんですか。大丈夫なんですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） ちょっと説明も、私どものほうで足りないところがありまして、皆さんに誤解を与えているところがあるかもしれませんのでまとめてお話しますが、今回の看板の設置というのは、いわゆる旧役場庁舎、それからあかぶも含めて、震災の伝承の場として何を伝えるかという、いわゆる全てを説明する看板ではまずございません。

この主旨は、これから旧役場庁舎跡地並びにあかぶの跡地についても、町民の皆様とどのようにしていったらいいのかというところをまずけんけんがくがく議論していく中で、どのような震災の場所にしたいのか、その思いとは、方向性とは何なのかも含めて議論をしていった結果、あの場所にどのようなものがハードとして、あるいはソフトとして必要なかということを経験的に議論させていただきます。そのためには、これから3か月なのか半年なのか、あるいは1年なのか、議論を重ねていかなきゃ

いけない。その間に、あの場所に何があったのかということすら今説明板がないわけです。したがって、せめてその場所がどういう場所であったかということを説明する内容に限定してというか、そういう内容をあそこに看板として設置したいということで、2か所を考えてございます。

したがって、それがこれから未来永劫にわたってあの看板がそのまま使えるものなのかそうでないのかということはあるかもしれませんが、これからの議論の中で、それも含めて、説明も含めてきちんとしたものにしていくということをこれからやりますので、これはあくまでも今その間、あそこに来る人たちが何も分からないということは幾ら、今回の行政報告にもありましたとおり、所信方針説明あったとおり震災を伝えていくということを言いながらも、看板の一つもないということは、これは町長としてはきちんとしていきたいという思いがございまして設置するものでございますので、そういう御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） この46万1,000円というのは、仮のやつだったんですね。分かりました。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項徴税費。進行いたします。

3項戸籍住民基本台帳費。進行いたします。

4項選挙費。進行いたします。

7項地方創生費。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 地域おこし協力隊インターン受入業務委託料172万円のところで伺います。

この協力隊のインターンは期間が2週間から3か月、それで現在活動されている地域おこし協力隊と同様の地域協力活動に従事するという内容らしいですが、これ現在何人ぐらいのインターン受入れを想定しているのか伺います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 2名程度を検討してございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 2名ということです。

この制度を利用して、その後正式に、来年度になるのかな。応募された方は、当然来

年度から当町において活動するわけなんですけれども、今現在地域おこし協力隊として今年度から活躍されている方々と、やはり同じ内容のお仕事という認識でよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

今回も同じ項目の中で補正予算を組んでございます。あくまでも事業所は一緒でございますが、業務内容につきましては……一緒でございますなんて言い方はちょっとあれですけれども、含まれておりますが、事業内容に関しましては拡充した内容でございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 拡充した内容ということは、今現在活躍されている方々とはまた別な仕事になる可能性もあるということだと思っておりますけれども。

それで、昨日の一般質問の移住定住のところでもこの地域おこし隊についていろいろお伺いしようと思ったんですが、時間の関係でできなかったもので、少々この地域おこし協力隊が、その後、やはり任期終了後に大槌に残ってくださるのがまさに移住定住促進につながっていくと思うんですけれども、そこでいろいろ町としても任期後の対策というか取組というのは当然されているんでしょうけれども、いろいろ問題に、全国的に見ると問題になっているのが、例えばお仕事がその後続くとか、あるいは任期中はそのお仕事をやっていたんだけど、任期後はそれぞれ探してくださいであるとか、あとは住居の問題というのもあるわけですね。その辺を踏まえて、町としてはその任期後の地域おこし協力隊の方々に対しての対応というか取組はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

以前復興支援員、採用してございましたが、事業所と密着していなかったものですから、今は町内には一人も残ってはいません。今回の地域おこし協力隊は、そういった点も踏まえまして、事業所に直結して、今事業所に所属して活動してございます。そういった部分で申しますと、まずは、今年は初年度でございましたので、来年度から4年目の、来年からという言い方もちょっとあれですけれども、実は今からもうその4年目以降の事業継続に関しまして検討させている状況でございます。それは事業者と私ど

もと含めて検討してございます。それから、昨年度から国のほうで、まちづくり事業協同組合という制度ができて、実は島根県の海士町がたしか第1号として採用、認可されているはずなんです。私どもとしても、そういった組合の設立も視野に入れながら検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 震災伝承プラットフォームの運営事業委託料187万円のことでお尋ねしたいと思います。

このプラットフォームの業務委託内容はどんな内容なのでしょうか。

それから、委託先の選定方法は、これプロポーザル方式なのか一般競争入札なのかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） お答えいたします。

まず1点目、内容はということでございますけれども、簡潔に申し上げますと、ワーキンググループの運営及び進行支援、1点、あとはその意見を踏まえた、大体こういった感じというイメージ図、そういったものを作成していただく。そして、そのイメージ図にあるような事業の事業概算、工事概算費、こういったものを出していただくというふうな、主な内容になっております。

あと、2点目の業者の選定はどのようにして行うのかということでございますが、町が定めた業者選定の手続に従いまして、競争入札等により適切に選定されるものと考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 了解しました。

何でこういう私が質問をしているかというと、実は私も震災で幸い命が助かった一人です。しかし、やっぱり生かされたことで、犠牲になられた方に本当に自責の念がございいます。ですから、これらの、これから生きる世代の方々に自然災害の恐ろしさを、ぜひこのプラットフォームを通じて伝えていただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（小松則明君） 13時10分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時02分

○

再 開

午後1時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 先ほどの一般会計の概要説明について、補正額の総額を20億526万円と発言いたしました。20億5,265万円の誤りでありましたので、訂正いたします。

あと、もう一点なんですが、補正予算書の20ページをお開き願います。

11款の災害復旧費の説明欄において、町道蕨打直線道路災害復旧工事、この4文字目の「うち」の字が打撃の打の、打つほうの字に一字訂正をお願いいたします。よろしくお願います。

○議長（小松則明君） では、進行いたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費。14ページ上段まで。進行いたします。

2 項児童福祉費。進行いたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費。菊池忠彦君。

○1 番（菊池忠彦君） 15ページになりますけれども、妊婦通院費支援助成金のところで伺います。

これ、待機宿泊費というのは、ここには入っていないでしょうか。

○議長（小松則明君） 福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

病院に係る分の交通費プラス、あとはその待機する宿泊費込みでの金額となっております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1 番（菊池忠彦君） 込みの金額というところで、釜石圏域外の病院の場合は1回当たり1人2,000円、釜石圏域内の場合は1人1,000円の助成と認識しております。

それで、圏域外の場合は、里帰り出産というのもこれ含まれるんでしょうか。いかがですか。

○議長（小松則明君） 福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

お見込みのとおり、含んでございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項清掃費。進行いたします。

6款農林水産業費 1項農業費。16ページ上段まで。進行いたします。

2項林業費。進行いたします。

3項水産業費。進行いたします。

7款商工費 1項商工費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 商工費の飲食のキャンペーンとか今やっているクーポンのことでちょっと聞きたいんですけども、コロナの関係で、活性化を図る意味で飲食クーポン券、地域振興券出て、ところが釜石管内クラスターが出たりとか、いろいろな意味で行きたいんですけどもやめる。で、町も活性化を、経済の活性化をしようと思って販売はするものの、それが消費になってなかったりとか、いろいろなことがあって、1回目も延長になったりいろいろしていますよね。例えば今販売しているものを今後延長していくのか、結局、せっかく販売しても消費がなければ飲食の応援にならないわけですよね。ところが、応援したくても何かコロナが出ればやっぱり利用控えをするというのが、これは心情、心理なので、ここら辺の考え方について、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 現在行っています飲食クーポンに関しましては、当初6月30日まででございました使用期限が、9月30日まで伸ばしてございます。こちらに関しましては、何回も延ばすのもあれでございますので、一旦9月30日で終了する予定でございます。

現在までの販売数量に関しましては、2,400枚のうち約8割ほど販売してございます。

今後の取組でございますが、現在実は岩手県でも食の認証制度というのを実施してございまして、同じように飲食クーポン券を販売してございますが、8月12日から県内のコロナが拡大して、販売はしてございませませんが、使えることは使えます。それが12月15日までになります。今回の施策に関しましては、12月から1月いっぱいまで2か月間に応じて、県のその制度が終わるかちょっとかぶる時点で、飲食店を応援するような事業展開をする予定でございます。

ぜひ議員の皆様、それから職員にも呼びかけてございますが、町民の皆様にも町内の景気喚起のために町内事業者、購入であったり飲食店であったり、どうぞお願いですので御利用いただくようお願いいたします。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 最後に、意見として。

私はもう8割だったら、せっかく刷って販売しているのであれば、全部なくなるまで使わせたらどうかというのが私の個人的な見解です。

ただ、その方向性もあると思いますので、ぜひ検討いただきたいということと、いずれ、今国のほうでも明日決定になるのか分からないけれども、12日までのが30日まで延長になるとか、今度は2回打っても効いたとか効かないとかっていう話がありながら、それでもやっぱり活性化を、経済を回さないといけない、いろいろな議論がある中で、非常に町民も迷うわけですよ。行っていいものやらどんなものやら。盛岡とか北上とかクラスターが発生しながらも、沿岸でそんなに発生しているわけではないと言いながらというのは、やっぱり私は町民とか住民に、ある程度抑制しているからなんだろうと思います。そこら辺も鑑みれば、やはり次の対策を打つときには、やっぱりもっともっと町民とか町内の飲食店、宿泊業、活性化するようないい知恵をやっていただきたいと思いますので、ぜひ検討をお願いします。

以上です。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 観光費のところでは聞きます。委託料で、おおつちまるごと復活まつり業務委託料とありますけれども、この中身と、どこに委託するのか教えてください。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

ちょっと今コロナ感染拡大しているんでございますが、町内の、町民の希望者に関しましては、10月末までにコロナワクチンの接種が終わるということでございまして、11月13日を現在予定してございますが、福幸きりり商店街跡地におきまして、今年度は本来であれば震災から10年でございましたので、そういった意味も込めまして、コロナがある程度落ち着いたというか、ワクチン接種も終わったということでございまして、産業まつりと同時に、きりり商店街跡地を活用したお祭りのことを催したいと計画している段階でございます。

委託先は観光交流協会、町内の事業者の連携によって、なかなか皆さん出控え、先ほどの芳賀議員のとおり出控えになっていきますので、少し解放感を持っていただいて、あくまでも感染対策は十分に施した上で行いたいと思います。（「分かりました」の声あ

り)

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 私も同じところで、おおつちまるごと復活まつり業務委託料のところで伺います。

今岡本課長からの説明で、11月13日の福幸きらり商店街跡地での開催と伺いましたが、これ今朝の新聞報道では、11月をめどに、ワクチン接種をされた方に規制緩和が出るというふうに新聞報道で知りましたが、取りあえずこれまでの町のイベントというのは一応町民向けという形だったと思うんですけれども、当然これワクチン接種をされた方に、全国的に緩和という形になると、これは町外向けというような認識でもよろしいんでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

昨今の県内の感染状況も十分に注視しなければならないと思ってございます。できれば10月の中旬までに、まずは開催の可否についても、県内の感染状況等も踏まえた意味で、今菊池議員から御質問のあった対象範囲、どこまでするかという部分も関係者の皆さんと少し協議した上で住民の皆様にもお知らせしたい。それから、もし対外的に、町外にPRするのであれば、そういった部分もなるべく10月中旬までに決定をして通知したいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。

10月中旬までに開催の可否を決めるということなので、もし早めに決まるのであれば、内外に向けての周知というのは徹底していただきたい。それで、場所的にもやはりインターの側、きらり商店街の跡地というのはインターの側という立地も大変いいので、町外からのお客さんを迎えるという意味でも非常に好条件と思っております。

それで、これまでイベントなども大変縮小して行われたという部分もあるので、ぜひ10月半ばの決定ということなんですけれども、大々的に行っていただきたい。町内の業者なども出展させてもらって、内需拡大につながるようにしていただきたい。

何かあれば。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

菊池議員のおっしゃるとおりでございます。今回2年、ちょっと閉塞感が続いてございます。そういった意味でも町民の方、それから事業者の方の活性化に寄与したいと考えてございます。

それから、今年は東北DCで、JR東日本が東北に誘客するというキャンペーンで、4月から7月まで、小槌神社におきまして、かがり火の舞という大槌町の郷土芸能団体の演舞を、本当は9月まで計12回開催する予定でございましたが、途中の7月いっぱい、8回で終わってしまいました。町内外から1,200名ほどのお客様に御来場いただきました。非常に好評でございましたので、そういった意味でもこの11月13日には商工業、それからそういった郷土芸能の演舞も含めたにぎやかなお祭りにしたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

8款土木費1項土木管理費。進行いたします。

2項道路橋梁費。18ページ上段まで。進行いたします。

9款消防費1項消防費。進行いたします。

10款教育費1項教育総務費。進行いたします。

3項中学校費。進行いたします。

4項義務教育学校費。進行いたします。

5項社会教育費。進行いたします。

20ページに入ります。

6項保健体育費。進行いたします。

11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費。進行いたします。

5項その他公共施設災害復旧費。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 浪板不動滝進入路災害復旧工事のところで伺います。

この復旧工事は現在進行中のものだと思うんですけども、その不動滝に入っていく、恐らく途中の道筋というか道路の復旧工事だと思うんですが、あれ滝の中といいますか、滝そのものの前に落石とかそういう、侵入するのが大変な状況になっていた時期もあったと思うんですが、その辺の撤去というのは、今入っていけないのでちょっと確認できないんですけども、その辺の撤去というのはされているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

それは震災時だと思われますけれども、そちらの落石に関しましては既に撤去してございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） そうなると、その手前にある神社といいますかお社の部分、あの辺まで行く間というのも、やはり復旧の対象にはなっていると思うんですけども、その辺は神社という性質上、町でどの程度まで周辺に手を入れられるのか、その辺を伺いたいと思いますが。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

以前からこの浪板不動滝、町道浪板不動滝線というのが鯨山まで行っているんです。その脇から今回の不動滝に行く部分があるんですけども、こちらに関しましては、ちょっと町に詳細な記録がないのですが、町のほうでボックスカルバート、小さい橋みたいなのを2か所設置してございまして、その手前側の橋が令和元年の台風で大きく動いてしまって、流れて、その復旧工事をします。それから、参道までの部分の、少し凸凹している部分は、今回の工事で修正いたします。そこの参道から神社までの間に関しましては、従前におきましても、近くの神社の方々含めて民間の方々今までお願いしてきた経緯というものがございまして、そこら辺に関しましては、鯨山神社の方々とすみ分けをしてお話してございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。

その神社の脇を通過して滝の中に入っていきような形なので、当然あそこを整備しなければ、幾ら観光に利用しようと思ってもなかなか、新大槌八景ではあるんですけども、観光の要素にはならないということを考えると、本来であれば町でしっかりやっていたきたいところなんですけど、地域の方々とのお話がきちんとされているのであれば早い対応、そして一日も早い、観光的要素を持った場所として周知していただきたいと、これ要望いたします。

以上です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

12款公債費1項公債費。進行いたします。

15款復興費1項復興総務費。進行いたします。

2項復興推進費。進行いたします。

12項復興支援費。

歳出を終わります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第57号令和3年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第58号 令和3年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第58号令和3年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼りサイクルセンター長（関 貴紀君） 議案第58号令和3年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入。5款県支出金2項県補助金補正額1,445万2,000円の増は、保険給付費の今年度実績見込みによる増額であります。

9款繰越金1項繰越金、補正額139万2,000円の増は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

2ページをお開きください。

歳出。2款保険給付費2項高額療養費、補正額1,445万2,000円の増は、今年度実績見込みに伴う増額であります。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金、補正額139万2,000円の増は、前年度補助金等の精算に伴う返還金の計上による増額であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,584万4,000円を追加し、歳入

歳出の予算の総額を17億337万2,000円とする補正であります。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入。一括します。（「進行」の声あり）進行いたします。

6ページ、歳出。一括します。（「進行」の声あり）進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第58号令和3年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第59号 令和3年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）
を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第59号令和3年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 議案第59号令和3年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入。8款1項繰越金、補正額6,259万1,000円の増は、前年度の介護保険事業の精算による繰越金の増であります。

2ページ目をお開きください。

歳出。6款1項基金積立金、補正額2,689万5,000円の増は、令和2年度の精算に伴う剰余分を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金、補正額2,126万5,000円の増は、令和2年度の精算に伴う国庫及び県への返還金であります。3項操出金、補正額1,443万1,000円の

増は、令和2年度の精算に伴う一般会計への繰出金であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,259万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,888万5,000円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入。8款繰越金1項繰越金。進行いたします。

6ページ、歳出に入ります。

一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第59号令和3年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第60号 令和3年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第17、議案第60号令和3年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 議案第60号令和3年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入。

6款繰越金1項繰越金、補正額12万3,000円の増は、前年度繰越金を計上するものであります。

2ページをお開きください。

歳出。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額4万9,000万円の増は、後期高齢者医療広域連合納付金の前年度繰越金を計上するものであります。

3款諸支出金2項繰出金、補正額7万4,000円の増は、前年度事務費繰入金の精算に伴う一般会計繰出金を計上するものであります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,144万円とする補正であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入。6款繰越金1項繰越金。進行いたします。

6ページ、歳出。一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第60号令和3年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 認定第1号 令和2年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第2号 令和2年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第3号 令和2年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第4号 令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第5号 令和2年度大槌町水道事業会計決算の認定について

日程第23 認定第6号 令和2年度大槌町下水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明君） 日程第18、認定第1号令和2年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第23、認定第6号令和2年度大槌町下水道事業会計決算の認定についてまで、決算6件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております決算6件の審査につきましては、大槌町議会委員会条例第5条の規定により議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、決算6件の審査については議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。決算特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会したいと思います。が、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第9条第2項の規定により年長委員の臼澤良一君に臨時委員長の職務をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

散 会 午後1時38分